

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

## 目次

第一章 内閣府関係（第一条・第二条）

第二章 総務省関係（第三条）

第三章 文部科学省関係（第四条―第八条）

第四章 厚生労働省関係（第九条・第十条）

第五章 経済産業省関係（第十一条）

第六章 国土交通省関係（第十二条・第十三条）

附則

第一章 内閣府関係

（健康増進法の一部改正）

第一条 健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「、その営業所の所在地の都道府県知事を経由して」を削る。

## 第五章 経済産業省関係

### (火薬類取締法の一部改正)

第十一条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第一項第三号中「者」の下に「若しくは同法第十四条の二第八項に規定する都道府県等（当該都道府県等が法人である場合にあつては、同条第九項の規定により当該都道府県等を同法第九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして適用する同条第八項に規定する従事者証の交付を受けた者）」を加え、同条第二項中「譲受」を「譲受け」に、「その他」を「、その他」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第三項中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第五項中「一に」を「いずれかに」に、「呈示した」を「提示した」に改め、同条第六項中「譲受に」を「譲受けに」に改め、同条第七項中「書換」を「書換え」に改め、同条第八項中「具して」を「付して」に改める。

第五十条の二第一項中「もつぱら」を「専ら」に、「に」に関しては、「を」についての「に」、「中」「経済産業省令」とあるのは、「内閣府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み

替えるもの」を「の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

<p>第十七条第一項各号列記以外の部分、同項第三号、第四項、第七項及び第八項、第二十四条第四項並びに第二十五条第一項及び第四項</p>	<p>経済産業省令</p>	<p>内閣府令</p>
<p>第十七条第一項各号列記以外の部分、第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで、第二十四条第一項から第三項まで並びに第二十五条第一項から第三項まで</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県公安委員会</p>

第五十条の二第二項中「行ない」を「行い」に、「許可に」を「当該許可に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六章 国土交通省関係

(建設業法の一部改正)

第十二条 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。